

国立大学法人京都大学 宿舎管理規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>別表第1 } 別表第2 } (略) 別表第3 } 別表第4 }</p>	<p>附則(令和7年3月総長裁定) この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (別添) 別表第2 } 別表第3 } (同左) 別表第4 }</p>

別表第1 (第2条第2項関係)

一般職俸給表 (一)	一般職俸給表 (二)	専門業務職俸給表	教育職俸給表	医療職俸給表 (一)	医療職俸給表 (二)	専門職俸給表 (一)	専門職俸給表 (二)	備考
10級 9級 8級 7級 7級以上	—	8級 7級 6級 5級 5級以上	6級及び 5級の9 号俸以上 5級の5 号俸から 8号俸ま で 4級の3 7号俸以 上 5級の4 号俸以下 4級の1 3号俸か ら4級の 3-6号俸 まで 4級以上	8級 7級 7級以上	7級	5級	7級	(1) 役員、指定職俸給表の適用を受ける者 (2) 教授、准教授 (3) 事務組織一般職俸給表 (一) の適用を受ける部長以上の職 (4) 首席専門業務職員 (5) 薬剤部長 (6) 副薬剤部長・看護部長・技師長のうち、医療職俸級表 (一) 又は (二) の7級以上の適用を受ける者 (7) 専門職俸給表 (一) の5級の適用を受ける者又は専門職俸給表 (二) の7級の適用を受ける者

6級 5級 4級 3級 3級以上 6級以下	5級 4級 4級以上	4級 3級 2級 2級以上 4級以下	3級の3 号俸以 上 4級の5 号俸か ら1-2号 俸まで 3級の2 5号俸か ら3-2号 俸まで 4級の4 号俸以下 3級の9 号俸から 2-4号俸 まで 3級の8 号俸以下 2級の2 5号俸以 上 2級及び 3級	6級 5級 4級及び 3級の5 号俸以上 3級以上 6級以下	6級 5級 4級及び 3級の5 号俸以上 3級以上 6級以下	3級及び 4級	3級以上 6級以下	(1) 講師、助教、助手 (2) 事務組織一般職俸給表 (一)の適用を受ける課長・室 長・事務長、課長補佐、専門員・ 掛長、専門職員・主任の職 (3) 上席専門業務職員、主任専 門業務職員 (4) 専門業務職員のうち、専門 業務職俸給表の2級以上の適用 を受ける者 (5) 副薬剤部長、薬剤主任 (6) 技師長、主任技師 (7) 副疾患栄養治療部長 (8) 療法士長・主任療法士・主 任栄養士・主任歯科衛生士・主任 歯科技工士・主任あん摩マッサ ージ指圧師 (9) 薬剤師のうち、医療職俸給 表(一)の3級以上の適用を受け る者 (10) 看護部長、副看護部長、 看護師長 (11) 専門職俸給表(一)の適 用を受ける上席イノベーション プロデューサー、主任イノベー ションプロデューサー及び専門 職俸給表(二)の適用を受ける上 席ファンドレイザー、主任ファ ンドレイザー
2級 1級 2級以下	3級 2級及び 1級 3級以下	1級の1 7号俸以 上 1級の1 6号俸以 下 1級	2級の9 号俸から 2-4号俸 まで 1級の3 3号俸以 上 2級の8 号俸以下 1級の3 2号俸以 下 1級	3級の4 号俸以下 2級の9 号俸以上 2級の8 号俸以 下及び1 級	3級の4 号俸以下 2級の2 9号俸以 上 2級の2 8号俸以 下及び1 級	2級以下	2級以下	(1) 事務組織一般職俸給表 (一)の適用を受けるその他一 般職員 (2) 専門業務職員で、上記に掲 げる者以外 (3) 薬剤師、検査技師、看護師 等で、上記に掲げる者以外 (4) 専門職俸給表(一)の適用 を受けるイノベーションプロデ ューサー及び専門職俸給表(二) の適用を受けるファンドレイザ ー